

放射性物質汚染対処特措法に関するよくある御質問への回答（廃棄物関係）

平成24年2月8日版

※赤字は1月5日版からの更新事項

1. 廃棄物の汚染状況の調査（特措法第16条）関係

	御 質 問	回 答
1	特措法第16条に基づく廃棄物の調査義務の対象施設は何か。	「汚染状況調査方法ガイドライン」(http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01_ver1.pdf) 1-5 ページ、「3.2.1 調査義務の対象となる施設の要件」をご覧ください。
2	廃棄物の放射能濃度を測定する際、検出下限値に関する基準はあるか。	検出下限値について目安を設定することは想定しておりません。
3	廃棄物の放射能濃度を測定した結果、放射性セシウムが検出されなかった場合、調査報告書にはどのように記載したらよいか。	「試料の分析の結果」の欄に、「ND」、「検出されず」等と記載してください。
4	当浄水施設では、浄水発生土を保管している。当初発生していた3万Bq/kgを超えるものと、現在発生する2,000Bq/kg程度のものが混同しているが、これはどのように測定すれば良いのか。	おおむね同じ性状であるものを1調査単位として調査をしていただくことになります。判断が難しい場合には、個別にご相談ください。
5	特措法第16条に基づく廃棄物の調査を行う場合、試料の採取、放射能濃度の測定は、具体的にいつ行えばいいのか。	特措法・特措法施行規則では、測定頻度は定められておりませんが、測定結果の報告期限は、廃棄物が生じた月の翌月の末日までとなっております。したがって、測定結果の報告が上記期限を超過しない範囲であれば、測定を実施するタイミングは自由です。
6	市町村や民間企業が測定した場合、（県を通さず）直接地方環境事務所に結果を報告することになるのか。また、報告は調査単位ごとに行うのか。	特措法第16条の報告については、施設の管理者から直接、地方環境事務所へご報告いただくことになります。また、調査単位ごとに、報告書を作成してください。
7	調査報告は、毎月一回、ということになるのか。	調査結果の報告は、調査対象廃棄物が生じた月の翌月の末日までに行っていただくことになります。ただし、廃棄物が発生しな

		いは場合は、発生するまでの間、調査を行うこと、及び、調査結果を報告することは必要ありません。 なお、廃棄物が連続的に発生している場合は、1月に1回以上の報告を行っていただくことが望ましいと考えています。
8	測定結果が出るまでの間、保管することは不可能。過去のデータから判断して処分を進めても良いか。	過去のデータなどをもとに、放射能濃度が8,000Bq/kg以下であることが明らかな場合は、調査実施者の御判断により、処分することは可能です。
9	工業用水道施設について、天日乾燥を行っている場合、どのタイミングで測定するのか。	天日乾燥後の状態で測定していただくことになります。
10	焼却施設から排出されるスラグは測定する必要があるのか。また、焼却施設から排出される他のものはどうか。	スラグの測定は必要です。 他の廃棄物については、ばいじん又は燃え殻に該当するものは測定が必要です。
11	ばいじんを薬剤処理やセメント固化した後に排出しているが、測定は処理前後のどちらで行うべきか。	処理後の状態で測定を行っていただいて差し支えありません。
12	放射能濃度の測定について、分析会社に依頼を行わず、自社で測定することは可能か。	特措法施行規則及び汚染状況調査方法ガイドラインの方法に従ったものであれば、自社で測定することは差し支えありません。
13	焼却炉が複数ある場合、それぞれの焼却炉から生ずる焼却灰等を別々に調査しなければならないのか。	当該複数の焼却炉が一体的に焼却施設の設置許可を受けており、かつ、焼却する物の性状が同一であること等により複数の焼却炉から排出される焼却灰等の汚染状態がおおむね同一であると推定される場合には、調査単位を炉ごとに区分する必要はありません。
14	焼却炉の点検時に炉内に貼り付いた焼却灰等を取り除いて排出する場合も調査対象となるのか。	調査対象となります。
15	特措法第16条の調査義務について、測定の結果、6,400Bq/kg以下であった場合は、報告は行わなくてよいのか。	特措法第16条に基づく調査については、測定結果の数値に関わらず、報告いただく必要があります。

16	工場内にある焼却施設から生ずる灰は再生利用（金属の回収）が行われるが、これは特措法第 16 条の調査義務の対象になるのか。	当該灰が特措法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物に該当しない場合は、特措法第 16 条に基づく調査を行っていただく必要はありません。当該灰が特措法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物に該当するか否かは、当該灰の事故由来放射性物質による汚染の状態等も踏まえ、その物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとなります。
----	---	---

2. 廃棄物の汚染状況の調査義務の免除等（特措法施行規則第6条等）関係

	御 質 問	回 答
1	焼却施設については、環境大臣の確認により、特措法第16条の調査義務が免除された場合、特別の維持管理基準も同時に適用除外となるのか。	その通りです。ただし、環境大臣の確認を受けた場合でも、当該施設で特定一般廃棄物、特定産業廃棄物を処理する場合、当該施設は特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設に該当することとなり、調査義務の対象となるとともに、特別の維持管理基準が適用されます。
2	特措法第16条の調査義務の免除の要件は何か。また、免除の手続はどのようなものか。	調査義務の免除については、「調査義務の免除等について」 (http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/chousa-menjo.pdf) をご覧ください。
3	特措法第16条の調査義務の免除について、有効期限はあるのか。	基本的には有効期限を設けることは想定しておりません。なお、具体的な免除の内容については、確認の通知書の中でお示しする予定です。
4	特措法第16条の調査義務の免除の申請には、過去に行った廃棄物の放射能濃度の測定データは活用できるのか。	可能です。詳しくはガイドライン・環境省ホームページをご覧ください。
5	特措法第16条の調査義務の免除を受けるには、どのような手続きが必要なのか。調査の報告とは別に、申請が必要なのか。	法第16条に基づく調査の報告とは別に、ガイドライン・環境省ホームページに掲載している様式例を参考に、申請をしていただくことが必要です。
6	特措法施行前の調査結果により特措法第16条の調査義務免除の確認を受けたい。飛灰については測定結果があるが、主灰については放射能濃度が低いことが見込まれていないため、これまで測定を行っていなかった。この場合、飛灰の測定結果のみをもって特措法第16条に基づく調査義務の免除の確認を受けることはできないのか。	主灰は飛灰に比べて放射能濃度が低いことから、飛灰の測定結果のみをもって、特措法第16条に基づく調査の免除の確認を受けることは可能です。調査義務の免除の詳細については、 http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/chousa-menjo.pdf をご覧ください。

3. 廃棄物の保管（特措法第17条第2項等）関係

	御 質 問	回 答
1	放射能濃度が8,000Bq/kgを超える稲わらを保有地に埋め立てているが、1月以降はこれらのものについても、特措法第17条第2項の指定廃棄物の保管基準がかかるのか。	指定廃棄物として指定された後は、特措法第17条第2項の指定廃棄物の保管基準が適用されます。ただし、周辺への環境に影響を及ぼさない等の保管基準に合致する保管方法であれば、すでに埋め立てているものを、あえて掘り返す必要はありません。
2	放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物を施設で保管しており、保管場所が狭いので、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の上に積んでいる。混合禁止規定に差し支えないか。	フレキシブルコンテナバッグ等の容器に収納するなどし、両者が明確に区分できる状態であれば差し支えありません。
3	特措法第16条の調査の結果が出るまで保管しろというのは困難であり、低い放射能濃度であることが明らかなものは、事業者の判断で処理しても良いのではないか。	放射能濃度が8,000Bq/kgを超える可能性があるものは、適切に保管する必要があると考えています。ただし、これまでの測定結果等から、放射能濃度が8,000Bq/kg以下であることが確実と判断できるのであれば、事業者の御判断で処理していただくことは差し支えありません。
4	指定廃棄物として指定を受ける前の廃棄物の保管に適用される基準は何か。	特措法第17条第2項の指定廃棄物の保管基準は、指定廃棄物として指定を受けた後に適用される基準ですので、指定を受ける前の廃棄物には適用されません。なお、指定廃棄物として指定を受ける前であっても、産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づく保管基準が適用されます。
5	指定廃棄物を保管場所の変更のため運搬する場合には、どのような基準が適用されるのか。また収集運搬後の保管に適用される基準は何か。	当該運搬には、特措法第20条の特定廃棄物の収集運搬基準が適用されます。運搬後の指定廃棄物を保管する場合には、特措法第17条第2項の指定廃棄物の保管基準が適用されます。基準の詳細については、「指定廃棄物関係ガイドライン」 (http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl03_ver1.pdf) をご覧ください。

4. 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準（特措法第23条）
関係

	御 質 問	回 答
1	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を発生場所で保管する場合に適用される上乗せ基準はあるのか。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を、その発生場所で保管する場合には、適用される特別の処理基準はありません。
2	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の焼却を行っていない焼却施設において生ずる焼却灰等が、特措法施行規則第28条第2号・第30条第5号に定める地域に当該焼却施設が所在することによって特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当する場合、当該焼却灰等を施設外へ搬出するまでの間、当該焼却施設において保管する際に特別の処理基準は適用されるか。	この場合において、当該焼却灰等の保管は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処分に当たって行う保管に該当しないため、特措法施行規則第29条第2号・第31条第2号の規定に基づく保管基準の適用対象ではありません。
3	特定一般廃棄物である主灰、飛灰を混合で埋め立てる場合には、特別の処理基準のうち、ばいじんの埋立てに関する基準が適用されるのか。	当該混合物に飛灰が含まれている場合は、御指摘の基準が適用されます。
4	特別の処理基準の中には、放射性物質の溶出が検出されない特定一般廃棄物の埋立てについて、土壌層の設置を不要とする規定があるが、その検出下限値はどうか。	廃棄物関係ガイドライン第五部第8章にあるとおり、ゲルマニウム半導体検出器による溶出量の分析条件では、検出下限を10～20 Bq/Lとしています。
5	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の最終処分場の廃止、跡地利用制限の規定はないのか。	最終処分場の廃止、跡地利用制限については、今後の検討課題と考えております。
6	特措法の施行日（平成24年1月1日）より前に発生した汚泥や焼却灰を、施設内で保管している。この汚泥や焼却灰は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当し、処理を行う際は特別の処理基準が	特措法の施行日以降は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当します。したがって、処理を行う際は、特別の処理基準が適用されます。

	適用されるのか。	
7	特措法第16条の調査の義務が環境大臣の確認により免除された施設から発生する汚泥や焼却灰は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当し、処理を行う際は特別の処理基準が適用されるのか。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当します。したがって、当該施設から発生した汚泥や焼却灰を処理する際は、特別の処理基準が適用されます。
8	中間処理施設において、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とこれら以外の廃棄物の両方を処理した場合の中間処理後廃棄物は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物か。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の中間処理後廃棄物は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当します。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の中間処理後廃棄物と、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物以外の廃棄物の中間処理後廃棄物が混然一体となっている場合、総体として特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当し、特別の処理基準が適用されます。
9	処分場底部（遮水シート下部）にベントナイト混合土の土壌層（50cm）がすでに敷設されている場合や、これまでの埋立作業時の覆土で合計50cm以上の土壌層（山砂）が形成されている場合は、新たな土壌層の敷設は不要か。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う場所に厚さ合計50cm以上の土壌層が既に敷設されていれば、新たな土壌層の敷設は不要です。なお、放射性セシウムの移動を遅延させるという観点から、山砂のように透水性の高いものを土壌層として用いることは適当ではないと考えます。
10	ばいじんに雨水が浸入しないよう透水性の低い粘性土壌層や遮水シート等で覆うことがガイドラインにおいて示されているが、ブルーシートを用いてもよいのか。	埋立中の措置としては、雨水の浸入が防止できるブルーシートで覆うことで差し支えありません。
11	ばいじんを埋め立てた場合、ばいじんの上面を不透水層で覆うという基準があるが、準好気性埋め立てによる既存埋立物の安定化が行えなくなるのではないか。	放射性物質の溶出による汚染を防止するため、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と水の接触を抑制しつつ、既存の廃棄物層の安定化も考慮して、埋立位置を選定することが望ましいと考えます。
12	特措法施行規則第29条第3号ハ・第31条第3号ハの規定（ばいじんの埋立処分を行う場合に	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物であるばいじんの埋立てに適用される雨水侵入防止措置の目的は、水との接触を抑制し

	は、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること）は、水との接触を完全に遮断するという趣旨か。	事故由来放射性物質が水へ溶出することを抑制することであり、遮断型最終処分場のように水を完全に遮断することを意図するものではありません。
13	ばいじんを埋め立てた場合に、埋立てが終了した区画の上部に不透水層を設ければ、処分場の閉鎖が困難になると思われるが、その際処分場の閉鎖はどのように行うのか。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は、放射性物質で汚染され、又はそのおそれのある廃棄物であり、放射性物質を安全に管理しつつ、最終処分場としての廃止をどのように行っていくのかという点については、今後の知見の集積を踏まえた検討が必要であると考えています。
14	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物であるばいじんを処分するためにコンクリート固型化処理をしたものは、特措法施行規則に規定されるばいじんの埋立処分方法を行わなくていいのか。	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物であるばいじんを処分するために処理したものは、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当しますが、ばいじんをコンクリート固型化し、ばいじんそのものへの雨水の浸入が抑制されている場合には、第29条3号ハ・第31条3号ハの措置が講じられているものと考えます。
15	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を一定の場所において分散しないように埋め立てることとの基準があるが、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物をそれ以外の廃棄物と混合して埋め立てることは問題ないか。	当該基準は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立場所の位置を明確にするという観点から定めているものであり、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物をそれ以外の廃棄物と混合して埋め立てることを禁止するものではありません。 ただし、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を混合して埋め立てる際に、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とそれ以外の廃棄物が混然一体となって分離が不可能な場合には、混合された廃棄物全体を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物として処理する必要があります。

5. 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準（特措法第24条）関係

	御 質 問	回 答
1	施設で受け入れる特定産業廃棄物が少量でも、特別の維持管理基準は適用されるのか。	適用されます。
2	特定産業廃棄物を処理した月と、処理しなかった月がある場合、排ガス、放流水の測定義務はどのようなのか。	特定産業廃棄物処理施設の要件に該当しない場合には、維持管理基準は適用されません。したがって、測定の必要はありません。
3	特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の施設内に焼却炉が2炉ある場合に、排ガスの測定は、2炉の焼却炉それぞれで行わなければならないか。	2炉の焼却炉の排出口が独立して存在する場合には、それぞれの排出口について排ガスの測定を行う必要があります。
4	特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の施設内に焼却炉が2炉あり、排水口がそれぞれ設けられている場合に、排水の測定は、2炉の焼却炉それぞれで行わなければならないか。	2炉の焼却炉について、公共の水域への排水口が独立して存在する場合には、それぞれの排水口について排水の測定を行う必要があります。
5	休止の届出が出されている焼却施設や稼働していない焼却施設に、特別の維持管理基準は適用されるのか。適用される場合、どのような措置を講じなければならないのか。	休止の届出が出されている焼却施設や稼働していない焼却施設についても特別の維持管理基準は適用されます。 ただし、排ガス・排水を排出しない場合に、排ガス・排水の測定義務は生じません。 また、放射線量の測定については、施設内に廃棄物が存在する場合は、測定義務が生じますが、施設内に廃棄物が一切存在しない場合には、測定義務は生じません。
6	排水・排ガスの事故由来放射性物質濃度を測定する頻度である「一月に一回」はどのように日数を計算するのか。	「一月に一回」は、「前回の測定をした日から翌月の同じ日にちの日の前日までを一月とし、その間に一回」という趣旨です。
7	焼却炉を一定期間稼働させない場合に、排水・排ガスの事故由来放射性物質濃度を測定する頻度である	前回の測定後に焼却炉が稼働していない期間が一定程度ある場合は、稼働を再開した日から一月の間に一回以上測定します。

	る「一月に一回」はどのように日数を計算するのか。	
8	放射線量を測定する頻度である「七日に一回」はどのように日数を計算するのか。営業日のみで計算するのか。	営業日かどうかは区別せず、日にちを数えて計算します。
9	処分に伴い生じた排水を下水道に放流する場合、特別の維持管理基準に基づき、排水口において事故由来放射性物質の濃度を測定する必要があるか。	公共の水域への放流がないのであれば、排水の測定義務は適用されません。
10	空間線量の測定にあたって、ガイガーカウンター式の測定器で測定してもよいのか。	ガンマ線の測定が可能なものであれば、測定器はシンチレーション式に限定されません。